

川崎市防犯カメラ設置補助金交付要綱

平成28年6月21日
28川市地第105号
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心まちづくり団体が、地域の安全・安心なまちづくりを目的に設置する防犯カメラの設置経費に対する補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるものをいう。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる防犯カメラの新規設置又は機能強化に係る設置機器の更新をいう。
- (3) 安全・安心まちづくり団体 一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された町内会、自治会又は事業者等により組織された団体であって、継続的かつ計画的に地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動を行う団体をいう。
- (4) 道路等 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般の交通の用に供する通路をいう。

(設置基準等)

第3条 補助の対象となる防犯カメラの設置は、次の各号に定める基準によるものとする。ただし、市長が特に必要であると認める場合にあってはこの限りでない。

- (1) 安全・安心まちづくり団体が当該年度に新規設置又は機能強化に係る設置機器の更新をする防犯カメラであること。
- (2) 個人のプライバシーの保護に十分配慮し、目的の達成に必要な撮影範囲に限定されるものであること。
- (3) 交通等の妨げにならない場所（柱等）に、設置するものであること。

(対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、安全・安心まちづくり団体が防犯カメラを新規設置又は機能強化に係る設置機器の更新をする際に要する経費とする。ただし、新規設置又は機能強化に係る設置機器の更新をする際に要する経費とは、機器等の購入費及び設置のための工事費に限り、各種申請費用及

び維持管理に要する経費は対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の10分の9以内とし、予算の範囲内で決定する。ただし、1台あたり20万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(申請の手続等)

第6条 安全・安心まちづくり団体の代表者(以下「申請者」という。)は、この補助金の交付を申請しようとするときは、防犯カメラ設置補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防犯カメラ設置事業計画書(第2号様式)

(2) 防犯カメラ設置事業収支予算書(第3号様式)

(3) 団体調書(第4号様式)

(4) 団体規約

(5) 防犯カメラ管理責任者等届出書(第5号様式)

(6) 防犯カメラ設置に係る設計書、仕様書及び防犯カメラ設置場所略図

(7) 防犯カメラ設置に係る工事見積書又は工事契約書の写し

(8) 防犯カメラの設置が安全・安心まちづくり団体の総意であることを証する書類

(9) 防犯カメラ設置に係る管轄警察署との協議について(第6号様式)

(10) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、防犯カメラ設置補助金交付決定通知書(第7号様式)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは、防犯カメラ設置補助金審査結果通知書(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする際は、次の各号に定める指示又は条件を付するものとする。

(1) 申請者は、別に定める「川崎市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」に沿った適切な管理・運用を行うこと。

(2) 申請者は、市長が調査又は資料の提出を求めたときは、誠意を持って対応するこ

と。

(3) 犯罪捜査等のため、警察等から防犯カメラの画像の提供を求められたときは、ガイドラインに沿って適切に対応すること。

2 市長は、前項各号に掲げる条件のほか、補助事業者等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業者等が補助事業等に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) その他市長が必要と認める条件

（防犯カメラ管理責任者等の変更の届出）

第9条 申請者は、当該補助金の交付申請の際に届け出た、防犯カメラ管理責任者又は防犯カメラ取扱責任者を変更した場合には、防犯カメラ管理責任者等変更届出書（第9号様式）を提出するものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、防犯カメラ設置補助事業実績報告書（第10号様式）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、遅滞なく当該年度中に市長へ報告しなければならない。

(1) 防犯カメラ設置事業収支精算書

(2) 防犯カメラの新規設置又は機能強化に係る設置機器の更新に要した経費の支払領収書の写し

(3) 防犯カメラ設置場所の確定図面及び竣工写真

(4) 発注実績報告書（第11号様式）

(5) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第12号様式）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第4号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第8条第2項第1号の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者で

あることの誓約書（第 13 号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の 4 月 1 日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

- 4 本条第 1 項第 5 号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第 8 条第 2 項第 1 号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（補助金額の確定等）

第 11 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該実績報告書及び添付書類等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、防犯カメラ設置補助金額確定通知書（第 14 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第 12 条 市長は、前条の規定による審査をした結果、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを申請者に命ずることができる。

（善管注意義務）

第 13 条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間は、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 申請者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

- 3 申請者は、第 1 項の期間内において、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするとき（以下「取得財産等の処分」という。）は、市長の承認を受けなければならない。

- 4 申請者は、防犯カメラの新規設置又は機能強化に係る設置機器の更新に要した経費の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（暴力団の排除）

第 14 条 次の各号に掲げる団体は、補助金交付の対象としない。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団であるとき。

- （2）交付申請者の所属する団体の代表者（団体の決定権を有する役員等を含む。）が

法第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業を中止又は変更したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(5) 第13条第3項の場合において、取得財産等の処分により申請者に収入があるとき。

(6) 前条第1号又は第2号に該当するとき。

(7) 第8条第2項各号又は第10条の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

2 市長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(報告等)

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に対し、補助事業に関する報告を求めることができる。

(その他)

第18条 防犯カメラの設置経費に対する補助金については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月6日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

(あて先) 川崎市長

団体名
代表者 住所
電話番号
役職 氏名 (※)
生年月日 年 月 日 性別(男・女)
※署名をしてください。
事務担当者 役職 氏名
電話番号

防犯カメラ設置補助金交付申請書

防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容

2 補助事業の経費(機器等の購入費及び設置のための工事費)

円

3 交付申請額

円

4 補助事業の着手(予定)年月日

年 月 日

5 補助事業の完了(予定)年月日

年 月 日

6 添付書類

- (1) 防犯カメラ設置事業計画書(第2号様式)
- (2) 防犯カメラ設置事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 団体調書(第4号様式)
- (4) 団体規約
- (5) 防犯カメラ管理責任者等届出書(第5号様式)
- (6) 防犯カメラ設置に係る設計書、仕様書及び防犯カメラ設置場所略図
- (7) 防犯カメラ設置に係る工事見積書又は工事契約書の写し
- (8) 防犯カメラの設置が安全・安心まちづくり団体の総意であることを証する書類
- (9) 防犯カメラ設置に係る管轄警察署との協議について(第6号様式)
- (10) その他市長が必要と認める書類

私(団体の役員等を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。また、事実と相違した場合には、不交付に対し異議を申し立てません。

暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察に照会することに同意します。

(第2号様式)

防犯カメラ設置事業計画書

- 1 地域における犯罪発生状況、特徴

- 2 補助事業の目的及び内容等
 - (1) 目的

 - (2) 実施内容
 - ア 補助事業の内容

 - イ 団体として従来取り組んでいた活動の内容

 - (3) 補助事業開始(予定)日

- 3 期待される効果

(第3号様式)

防犯カメラ設置事業収支予算書

収入の部

(単位 円)

科目	予算額	備考
合計		

支出の部

(単位 円)

科目	予算額	備考
合計		

※ 共同申請の場合、共同で行う事業に係る計画を記載してください。

(第5号様式)

(あて先) 川崎市長

団体名		
代表者	住所	
	役職	氏名
	電話番号	
事務担当者	役職	氏名
	電話番号	

防犯カメラ管理責任者等選任届出書

次のとおり防犯カメラの管理責任者及び取扱責任者（操作担当者）を選任したので届け出ます。

1 防犯カメラ管理責任者

住所

役職 氏名

電話番号

2 防犯カメラ管理責任者選任年月日

年 月 日

3 防犯カメラ取扱責任者（操作担当者）

住所

役職 氏名

電話番号

4 防犯カメラ取扱責任者（操作担当者）選任年月日

年 月 日

(第6号様式)

年 月 日

(あて先) 川崎市長

団体名		
代表者	住所	
	役職	氏名
	電話番号	
事務担当者	役職	氏名
	電話番号	

防犯カメラの設置に係る管轄警察署との協議について

防犯カメラの設置等について、次のとおり 警察署と協議した結果、問題は認められなかったもので報告します。

1 協議の実施日

年 月 日

2 防犯カメラ設置予定場所

団体名
代表者氏名

防犯カメラ設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防犯カメラ設置補助金については、川崎市防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長名

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) この補助金は補助目的に沿い適正に使用してください。
- (2) 「川崎市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った適切な管理・運用を行ってください。
- (3) 補助事業が完了したときは、速やかに防犯カメラ設置補助事業実績報告書（第10号様式）を提出してください。これにより、補助金の額を確定し、既にその額を超える補助金が交付されているときは、確定額を超える部分の補助金を返還していただきます。
- (4) 偽りその他不正な手段で補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、補助事業の当該取消し部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じます。
- (5) この通知の補助金の交付内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知日から起算して14日以内に申請の取り下げをすることができます。

(第8号様式)

川崎市指令 第 号

団 体 名

代表者氏名

防犯カメラ設置補助金審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ設置補助金については、川崎市防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条に基づき審査した結果、補助金を交付しないと決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長名

審査結果

(第9号様式)

(あて先) 川崎市長

団体名			
代表者	住所		
	役職		氏名
	電話番号		
事務担当者	役職		氏名
	電話番号		

防犯カメラ管理責任者等変更届出書

防犯カメラ管理責任者等届出書（第5号様式）にて届け出ました、防犯カメラの管理責任者及び取扱責任者（操作担当者）について、次のとおり変更しましたので届け出ます。

- 1 旧防犯カメラ管理責任者
役職 氏名
- 2 新防犯カメラ管理責任者
住所
役職 氏名
電話番号
- 3 防犯カメラ管理責任者変更日
年 月 日
- 4 旧防犯カメラ取扱責任者（操作担当者）
役職 氏名
- 5 新防犯カメラ取扱責任者（操作担当者）
住所
役職 氏名
電話番号
- 6 防犯カメラ取扱責任者（操作担当者）変更日
年 月 日

(第 10 号様式)

年 月 日

(あて先) 川崎市長

団体名

代表者住所

役職 氏名

防犯カメラ設置補助事業実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で交付決定のあった
防犯カメラ設置補助事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助事業予算額及びその決算額

予 算 額	円
決 算 額	円
差 引	円

2 防犯カメラ設置数 台

3 補助事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 防犯カメラ設置事業収支精算書

(2) 防犯カメラの新規設置又は機能強化に係る設置機器の更新に要した経費の支払
領収書の写し

(3) 防犯カメラ設置場所の確定図面及び竣工写真

(4) その他市長が必要と認める書類

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市防犯カメラ設置補助金交付要綱第10条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。（単位：円）

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

- 2. 発注先

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

（※辞退届を含む。）

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市防犯カメラ設置補助金交付要綱第8条第2項に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

補助事業者名

補助事業者の代表者名

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

資本金の額 円

職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

(第 14 号様式)

年 月 日

団 体 名

代表者氏名

防犯カメラ設置補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった防犯カメラ設置補助事業に対する補助金について、次のとおり確定したので川崎市防犯カメラ設置補助金交付要綱第 11 条に基づき通知します。

川崎市長名

交付確定額

円

防犯カメラの新規設置又は機能強化に係る設置機器の更新に要した経費の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保存してください。